

正 確

令和五年三月二十三日（令外第五十七号）公布総務省令第十八号（電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

三〇ページ改正前欄中

設備管理部門の基礎的電気通信
役務原価

は

の誤り。

設備管理部門の基礎的電気通信
役務原価

正誤

令和五年三月二十三日（号外第五十七号）公布総務省令第十八号（電気通信事業法施行規則等の一
部を改正する省令）

〔原稿讀り〕

設備管理部門の基礎的電気通信
役務原価

うち第一種公衆電話機台数削減費用	うち第一種公衆電話機台数削減費用
------------------	------------------

は

設備管理部門の基礎的電気通信
役務原価

うち第一種公衆電話機台数以削減費用
うち第二種公衆電話機台数以削減費用

の誤り。